

さっぽろスリムネット3Rパートナー制度実施要綱

令和4年4月1日

札幌ごみ減量実践活動ネットワーク委員長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、札幌ごみ減量実践活動ネットワーク（以下「さっぽろスリムネット」という。）が実施する、「さっぽろスリムネット3Rパートナー制度」（以下「本制度」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本制度は、さっぽろスリムネットの設立趣旨に賛同する団体等を「さっぽろスリムネット3Rパートナー」（以下「3Rパートナー」という。）として登録し、さっぽろスリムネットとの情報共有等を通じて、ごみ減量に向けた取組みの促進及び拡大を図ることを目的とする。

(対象)

第3条 3Rパートナーの登録対象は、さっぽろスリムネットの設立趣旨に賛同し、自ら3R（リデュース・リユース・リサイクル）の考え方に基づいてごみ減量の取組みを進める、札幌市内で活動している市民団体及び札幌市内で事業活動をしている事業者または事業者団体等とする。

(申請及び登録)

第4条 3Rパートナーへの登録を希望する団体（以下「申請団体」という。）は「さっぽろスリムネット3Rパートナー登録申請書（様式1）」をさっぽろスリムネット委員長（以下単に「委員長」という。）に提出するものとする。

2 委員長は、前項の規定により提出された書類を審査し、内容が適当と認められた場合は、申請団体を3Rパートナーとして登録する。

3 委員長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録申請を受理しないことができる。

(1) 本条第1項に規定する申請書の記載事項に偽りがあった場合

(2) 申請団体が第3条を満たさないと認められる場合

(3) その他、委員長が適当でないと判断した場合

(登録の変更及び退会)

第5条 前条の規定により3Rパートナーとして登録された団体(以下「登録団体」という。)は、登録した内容に変更があったときは、速やかに「さっぽろスリムネット3Rパートナー変更申請書(様式2)」を委員長に提出するものとする。

2 登録団体は、退会の意思を申し出ることによって、任意に退会することができる。

(登録の取消)

第6条 委員長は、登録団体が次に掲げる項目に該当するときには、登録を取消することができる。

- (1) 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき
- (2) 虚偽の申請により登録を受けたことが判明したとき
- (3) 解散等の理由により、連絡が取れなくなったとき
- (4) 本制度の信用を著しく損なう又は損なうおそれがあると認めるとき
- (5) その他委員長が登録の取消が適当と認めた場合

(事務)

第7条 本制度に関する事務は、さっぽろスリムネット事務局が所掌する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるほか本制度に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(附則)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。